

電 気

2022年12月22日

御所野縄文電力株式会社 殿

電気・ガス価格激変緩和対策 事務局

電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金に係る交付決定通知書

2022年12月7日付けで申請のありました電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金について、電気・ガス価格激変緩和対策事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）第8条第1項の規定に基づき、通知します。

記

- 1、補助事業における補助金の額は、次のとおりとする。
補助金交付決定額 金 22,521,364円
ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
 - ・補助事業実施期間は、次のとおりとする。
補助事業の開始日 : 交付決定年月日
補助事業完了期限日 : 2023年3月31日
- 2、間接補助事業者は、交付規程で定めるところに従うこと。
- 3、間接補助事業者が交付決定債権を譲渡する場合には、事前に事務局に届け出ることを要します。債権譲渡後に、補助金の振込口座を譲受人の指定口座としていなかったことが判明した場合には、交付決定を取り消す場合があります。
- 4、上記のほか、本事業の実施に当たっては、電気・ガス価格激変緩和対策 事務局の指示に従うこと。また、電気・ガス価格激変緩和対策 事務局が行う業務に協力すること。

と。

5、事務局は、交付規程第8条第3項本文により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

6、事務局は、交付規程第19条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする。

・個別に付す条件

1. 速やかに、事務局から指定する「(別紙 1-6) 料金計算における値引き前の単価が確認可能なもの」のうち、料金単価が明示されている証憑を事務局に提出すること。

2. 料金計算における値引き前の単価を個別契約書等にて明示している場合には、事務局が指示する書類を速やかに提出すること。

3. 「(別紙 1-8) システム改修等計画書(電気)」に係る相見積もり等の内容を添付し、事務局内での審査を経て採択および交付を決定する。

以上